

リユース リユース リサイクル

ごみ・リサイクルカレンダーは
お手元に届きましたか



令和4年度版のごみ・リサイクルカレンダーを、市内すべての世帯・事業所に配布しました。

このカレンダーは、収集日ももちろん、ごみの分別方法やその他ごみに関する情報が掲載されている、ごみ・資源物に関する総合冊子です。地区ごとに作成していますので、表紙に記載されている地区が合っているか必ず確認してください。

まだお手元に届いていない方や、お住まいの地区と異なる冊子が配布された場合は、ごみ対策課へご連絡ください。

（配布業者（㈱トーカンエクスプレス）に直接連絡も可能です。☎03-3364-8566＝土曜、日曜、祝日を除く午前9時～午後6時）

※小金井市点訳サークルのご協力により、点字カレンダーを用意しています。ご希望の方はごみ対策課までご連絡ください。



お住まいの地区と合っているか確認してください

粗大ごみの申し込みはお早めに

引っ越しシーズンは、粗大ごみの申し込みが多く、受け付けから収集までに日数がかかりますので、早めに準備し、引っ越し日のおおむね3週間前までに申し込みください。申し込みは、粗大ごみ受付センターまたはごみ対策課窓口で受け付けます。なお、粗大ごみの収集は、有料で申し込み制です。



【ご利用の流れ】

- ①品目・個数・大きさを確かめてお申し込みください。その際、手数料と収集予定日をお伝えします。
 - ②手数料分の粗大ごみ処理券（シール）を処理券取扱店で購入してください。
 - ③品物ごとにシールを貼って、収集予定日の午前8時30分までにごみ置き場に出してください。
- ※品目によっては市で収集できないものがあります。必ず事前にお問い合わせください
- ☎粗大ごみ受付センター（☎042-387-9829＝午前8時30分～午後5時15分。土曜・日曜日、年末年始を除く）



ごみ指定収集袋の交付場所が変わります（減免対象世帯）

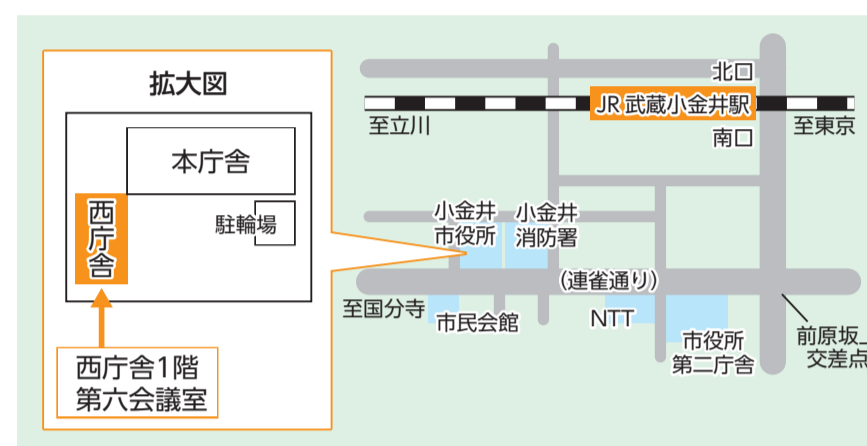
令和4年度版のごみ指定収集袋を、減免対象世帯に対して、一定の枚数を無料で交付します。令和4年3月1日時点で対象の方には、3月14日に通知を発送しました。最近対象となった方や通知が届かない方は、ご連絡ください。また、感染拡大防止のため、地区別の申請日を設けています。詳しくは通知または市ホームページをご覧ください。

☎市役所西庁舎1階第六会議室（本町6-6-3）

☞下表のいずれかに該当する世帯

☞▷4月以降、年度途中で申請した場合は、週単位で換算した枚数の交付となります▷交付する枚数が多くなりますので、マイバッグなどを持参してください▷交付枚数など、詳しくはお問い合わせください

☞☑3月17日（木）～31日（木）午前9時～午後4時（土曜・日曜・祝日を除く）に、申請書に必要事項を明記し、押印のうえ、交付場所へ持参してください



減免対象世帯	
生活保護受給世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯	
児童扶養手当受給世帯	
特別児童扶養手当受給世帯	
遺族基礎年金のみの受給世帯	
老齢福祉年金受給世帯	
令和3年度市民税非課税世帯のうち、次のいずれかの交付を受けている方が属する世帯	
▷身体障害者手帳1級または2級	
▷愛の手帳（療育手帳）1度または2度	
▷精神障害者保健福祉手帳1級	

令和4年度版ごみ・リサイクルカレンダー表紙絵等の作品入賞者決定

今回は251作品の応募がありました。たくさんご応募いただきありがとうございました。

応募作品に対し、ごみ対策課での一次選考、廃棄物減量等推進審議会での最終選考を行った結果、次の方々が入賞しました。

なお、応募作品を市ホームページに公開しています。

作品入賞者

【表紙絵】

▷佐藤花純さん（緑小学校4年生）

【裏表紙絵】

▷小町彩寧さん（緑小学校6年生）

▷東山雪花さん（第一小学校5年生）

▷青山昂生さん（第二小学校4年生）

▷堀杏莉さん（第二小学校4年生）

▷宮原涼乃さん（南小学校4年生）



市長と佐藤花純さん（表彰式にて）

ぜひホームページでみんなの応募作品をご覧ください

不燃・粗大ごみ積替え・保管施設建設工事の進捗状況をお知らせします

市では現在、二枚橋焼却場跡地で不燃・粗大ごみ積替え・保管施設の建設工事を施行しています。現場では外装工事を終え、内装工事、外構工事を進めている状況です。5月末ころにはおおむね工事を完了し、6月からさまざまな完了検査や予備性能試験を始める予定です。竣工は7月29日を予定しています。



事業用大規模建築物等を所有する方へ

事業用大規模建築物等の所有者は、小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第20条および同施行規則第10条、第11条の規定に基づき、毎年5月末日までに廃棄物管理責任者選任（変更）届および廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書等を提出していただく必要があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

ごみの減量と資源化の促進を図るため、ご協力をお願いします。

☞事業の用途に供する延床面積1,500㎡以上で、市長が特に必要と認める建築物等の所有者

■提出方法提出書類（市ホームページからダウンロードも可）を、郵送または直接、ごみ対策課へ



ごみ減量大作戦！

4月から、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されます。これは、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、多様な製品に使用されているプラスチックを減らすとともに、国内における資源循環を一層促進するために導入するものです。

その中で、特に市民生活に影響が出るものとして、対象の業種（小売店や飲食店等）からの商品の販売またはサービスの中で、消費者に無償で提供されるもの、主にスプーン、フォーク、ヘアブラシおよび衣類用ハンガー等、プラスチック製の計12製品を指定して使用の合理化を図ることとしています。例えば、有償での提供、使用しない場合のポイント還元、別の素材による製品の提供等、事業者により対応が異なると思います。

市民の皆さんも、使用しないものは断る、手持ちの物で代用する等、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図りましょう。



ごみゼロ化推進員大募集！

ごみゼロ化啓発部会 ごみの減量にかかわりのある啓発活動を企画・実施しています。

事業所部会 事業所にかかわりのあるごみの減量施策を検討・実施しています。

まち美化部会 駅周辺で毎月1回行う清掃活動など、まちの美化やごみの減量にかかわりのあるキャンペーンを実施しています。

- ☞ごみ問題、まちの美化などに関心がある方
- 活動内容キャンペーンやイベントへの参加、勉強会や研修会、ごみの分別やごみに関する相談など
- 報酬無料



路上禁煙地区清掃活動の様子

最終処分場をもっと知ろう

最終処分のご理解・ご協力に感謝申し上げます

多摩地域25市1町のごみは、本市も加入している東京たま広域資源循環組合が管理・運営する二ツ塚廃棄物広域処分場で最終処分されています。可燃ごみを燃やした後に出る焼却灰を、処分場内にあるエコセメント化施設に搬入し、エコセメントにリサイクルしています。エコセメントは、道路の側溝や縁石といった土木・建築工事等、さまざまな用途に使用ことができ、市内の道路工事などにも利用されています。施設が所在する日の出町の皆様のご理解・ご協力に心から感謝申し上げます。

これまでの経緯

日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場は、平成10年1月に開設され、平成25年度には埋め立てを終了する予定でした。しかし、多摩地域に新たな最終

処分場の建設用地の確保が困難であることから、可能な限り同処分場の使用年数を延伸する必要が出てきました。

そのため、平成18年度に焼却灰をセメントの一部として再生利用する、東京たまエコセメント化施設を設置し、リサイクルすることで埋立処分量を大幅に減少させました。この結果、最終処分場を大幅に延命することができています。

私たちにできること

私たちの生活の中でごみは必ず発生し、その後必ず処理を伴います。最終処分場の長期安定的な運営と日の出町の皆様の負担を軽減するためには、さらなるごみの減量と分別の徹底が大切です。市民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。